

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
弁護士正木 昊 同布施	弁護士正木・同布施	1	4
大赦令が公布 、 施行	大赦令が公布施行	1	10
あることは、	あるこは、	2	1
帰結である 。	帰結である 、	2	13
(一) 昭和 二十 年	(一) 昭和 二〇 年	6	8
発信せられ 、 依つて	発信せられ依つて	6	10
ポツダム宣言	ポツダム宣言	6	10
(二) 昭和 二十 年	(二) 昭和 二〇 年	6	11
(三) 昭和 二十 年	(三) 昭和 二〇 年	6	14
(四) 昭和 二十二 年	(四) 昭和 二二 年	6	16
昭和 二十二 年	昭和 二二 年	6	18
十一 月	十一 月	6	18
十五 日	十五 日	6	18
昭和 二十一 年	昭和 二一 年	6	22
五月 十九 日	五月 一九 日	6	22
六月 二十二 日	六月 二二 日	6	23
同年 十一 月二日	同年 一一 月二日	6	24
昭和 二十二 年	昭和 二二 年	7	1
六月 二十八 日	六月 二八 日	7	1
昭和 二十一 年	昭和 二一 年	7	2
十一 月 三日日本国	十一 月 三日日本国	7	2
昭和 二十一 年	昭和 二一 年	7	5
十一 月 三日前に	十一 月 三日前に	7	6
昭和 二十一 年	昭和 二一 年	7	21
十一 月 三日大赦令	十一 月 三日大赦令	7	21
昭和 二十一 年	昭和 二一 年	8	1
六月 二十二 日	六月 二二 日	8	1
昭和 二十二 年	昭和 二二 年	8	5
一月 二十三 日	一月 二三 日	8	5
その理由中において	その事由中において	10	12
昭和 二十一 年	昭和 二一 年	11	11
十一 月 三日	十一 月 三日	11	11
昭和 二十一 年	昭和 二一 年	12	14
十一 月 三日	十一 月 三日	12	14
性質（犯罪性）	性質（犯罪）性	13	7
昭和 二十一 年	昭和 二一 年	13	15
十一 月 三日	十一 月 三日	13	15
第二三〇条第一項中	第二三〇号第一項中	16	19
受ケタル者 三 付テハ	受ケタル者 に 付テハ	18	3
効力ヲ失フ ニ、	効力ヲ失フ ニ、	18	3
と規定してあるから	と規定しあるから	18	4

言渡すものである	言渡すものである。	19	9
ところで「ポツダム」宣言の	ところで「ポツダム」宣言の	19	22
至ったかは「ポツダム」宣言及び	至ったかは「ポツダム」宣言及び	19	24
前示「ポツダム」宣言受諾に	前示「ポツダム」宣言受諾に	20	11
許容せられておるのである	許容せられておるのである。	21	9
ところで「ポツダム宣言」	ところで「ポツダム宣言」	24	11
ポツダム宣言の受諾により	ポツダム宣言の受諾により	25	2